

◎要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援のある地域づくり

神奈川県 横浜市の取り組み

1 移行のねらい

取り組みの背景

横浜市では、平成3年から本市独自施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開し、地域福祉保健計画においては区別・地区別計画を策定・推進するとともに、健康寿命日本一を目指して健康づくり・介護予防を進めるなど、地域包括ケア先進都市として、地域の皆様と暮らしやすい地域づくりに取り組んできた。これまで積み上げてきた経験を活かし、平成28年から「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをさらに進めていく。

総合事業については、その目的をできるだけ早期に促進し、円滑な移行を図るため、平成28年1月から実施し、段階的に多様なサービスを追加していくことにした。

【横浜市総合事業の基本的な考え方】

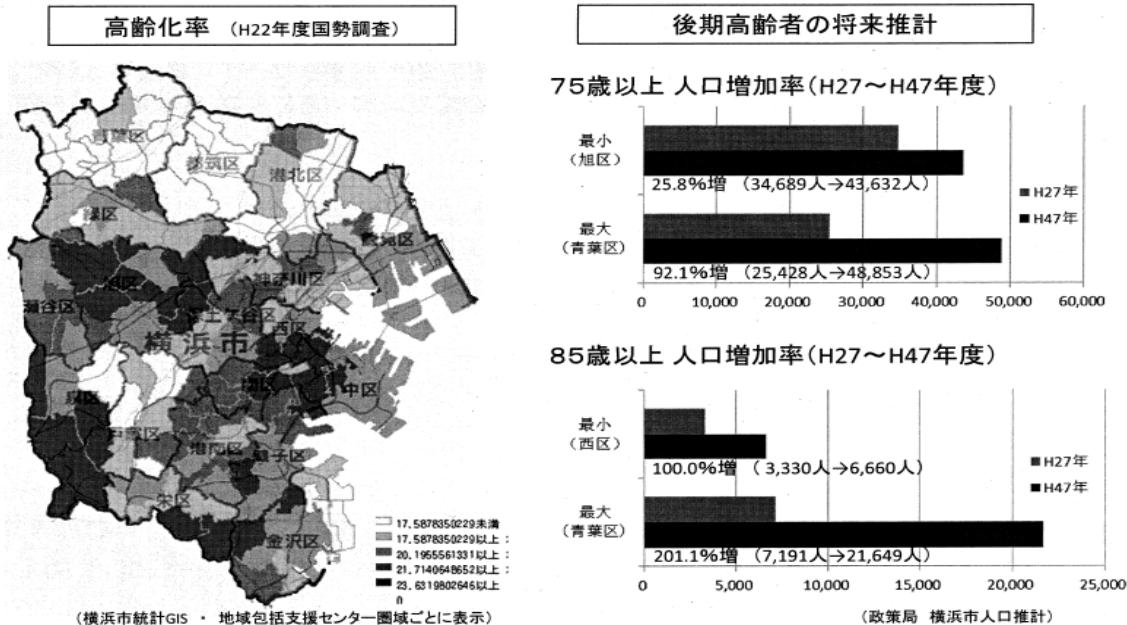
- 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の力を活かした自立に向けた支援を行う。
- 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、生き生きと暮らしていくことができる、多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う。

地域の状況(高齢者データ、地域資源データ)

平成27年1月現在

総人口 3,711,450人 高齢者人口 850,974人(22.9%) 地域包括支援センター数 138箇所

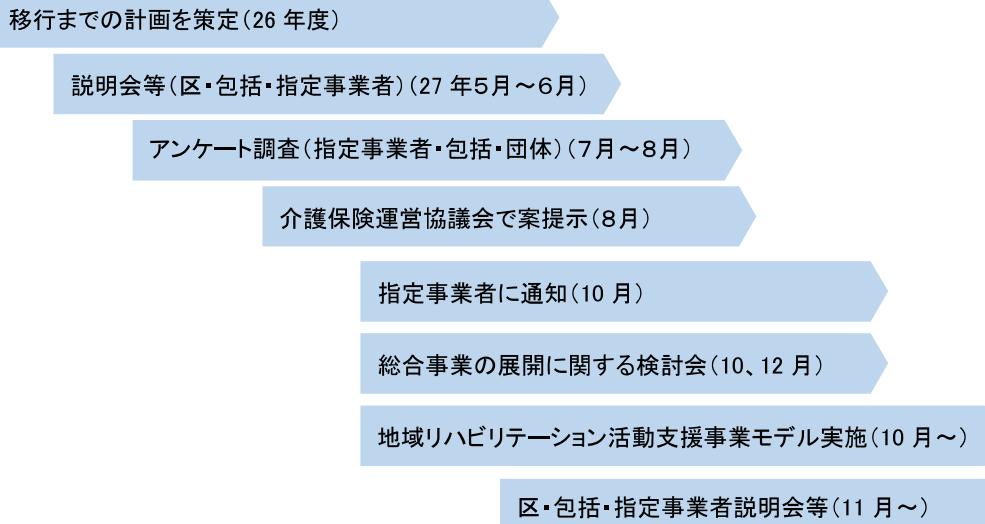
2025(平成37)年には、65歳以上の高齢者が97万人、高齢化率は26.1%に達し、要介護認定者が現在の約1.5倍に、在宅医療対象者が約1.7倍になると見込まれている。ただし、横浜市は面積が広く、地域によって高齢化率、高齢者の将来推計等に大きな差がある。



2 総合事業への移行に向けたスケジュールと取り組みの概要

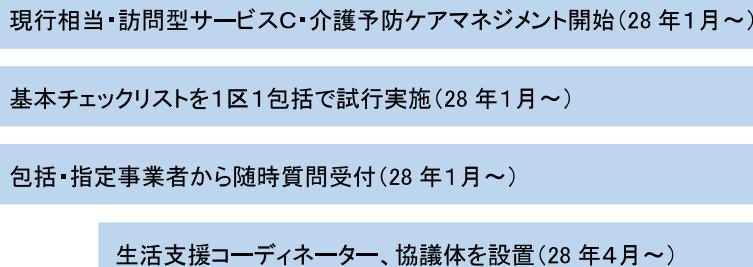
スケジュール

【～移行まで】



新しい総合事業に移行
(平成28年1月)

【移行後】

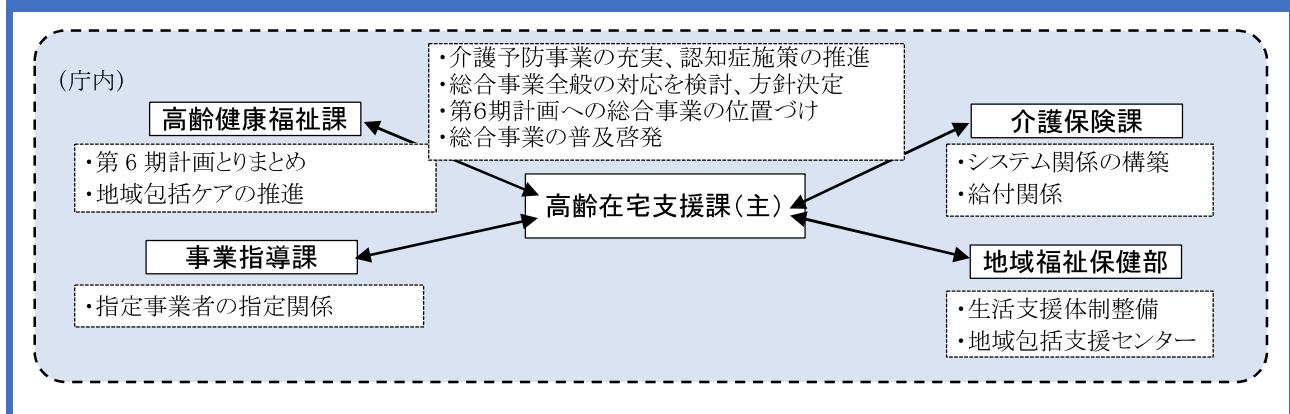


総合事業への移行までの取り組み概要

- 6月の区職員説明会をはじめ、定例の会議も含め区・包括と丁寧に説明・意見交換を重ねている。
- 現行相当については、指定事業所に対して5月集団指導講習会、7月アンケート実施、10月通知、11月説明会、随時の質問受付とQ&Aの周知と、計画立てて周知に努めた。
- 26年度に行ったヒアリング調査を踏まえ、27年7～8月に指定事業者、包括、各種団体に対してアンケート調査を行い、サービスAその他のサービスの立案の参考にしている。
- 制度設計にあたり、介護保険事業所、シルバー人材センター、市民活動団体との随時意見交換を行っている。
- 多様なサービスや生活支援体制整備事業については、27年度前半に局・区・地域ケアプラザ・社会福祉協議会で意見交換会を行い、上記アンケート調査の結果も踏まえ、介護保険運営協議会の分科会として「総合事業の検討会」を置き、検討を進めている。

3 移行プロセスにおける主な取り組み

実施体制



主な取り組み内容等

(1)一般介護予防事業～地域リハビリテーション活動支援事業～

総合事業の移行は平成28年1月からであったが、地域リハビリテーション活動支援事業は平成27年4月から一次予防事業に位置付けて開始した。

【発生した課題と対応策】

- 市内に派遣する専門職を確保するためには、会員数の多い職能団体の協力が必要と考え、県の理学療法士会、作業療法士会、言語聴覚士会と協議し、協力を得られることになった。

【工夫した点、苦労した点、取り組みのポイント】

- 27年度からの開始に向け、26年夏から関係機関との調整を行った。
- 新規事業のため、事業イメージがつきにくかった。リハ専門職とは繰り返し打ち合わせの場を設定し、イメージを共有していった。
- 区の職員も本事業のイメージができない、ということで関係職員で「事業検討会」を開催し事業内容の理解を深めた。

【取り組みの成果】

- 事業検討会を実施したことでの、当初より派遣内容が拡がった。
(ケアマネサロン、地域リーダー研修会等への派遣)
- 27年10月から2区でモデル的に実施することができた。28年4月からは全市(18区)で実施する予定である。

4 総合事業の概要

◎ 訪問サービス

		予防給付	総合事業	
		介護予防訪問介護	横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型短期予防サービス
1	実施時期	認定更新等まで	28年1月以降の認定更新等から	
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA	
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		アセスメントに基づいた多様なサービス及び地域の通いの場等への参加支援 等
4	サービス提供者	介護予防訪問介護の指定事業者	横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者	区福祉保健センターの保健師・嘱託看護師
5	サービスの基準	現行	現行と同様	—
6	単価	現行	現行と同様 (1回あたりの単位等を追加)	なし
7	サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA1又はA2)	—
8	給付制限	あり	なし	—
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ		なし
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		なし
11	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払		—

◎ 通所サービス

		予防給付	総合事業	
		介護予防通所介護	横浜市通所介護相当サービス	
1	実施時期	認定更新等まで	28年1月以降の認定更新等から	
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画 又は 介護予防ケアマネジメントA	
3	サービス内容	通所介護事業者の従事者によるサービス		
4	サービス提供者	介護予防通所介護の指定事業者	横浜市通所介護相当サービスの指定事業者	
5	サービスの基準	現行	現行と同様	
6	単価	現行	回数等により整理し、「要支援2・週1回程度」を追加	
7	サービスコード	現行	新たなコード (種類コードA6)	
8	給付制限	あり	なし	
9	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ		
10	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
11	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払		

◎ 介護予防ケアマネジメント

原則的なケアマネジメントAに、一般介護予防事業等を利用する場合等に実施するケアマネジメントC（初回のみの介護予防ケアマネジメント）を加え、利用者の自立に向けた意識を持続・向上できるよう1年以内に1回のモニタリングを実施することにした。

類型	利用サービス	実施機関	利用者	委託	開始月単位	2か月目単位	3か月目単位
A	現行相当 サービス 訪問型 サービスC	指定居宅介護 支援事業者 (地域包括支 援センターか らの委託) 地域包括支援 センター	要支援者 事業対象者	可 ※	430 単位 (4,781 円) + 初回加算 300 単位 (3,336 円)	430 単位	430 単位
C	一般介護 予防事業等	地域包括支援 センター	要支援者 事業対象者	不 可	430 単位 (4,781 円) + 初回加算 300 単位 (3,336 円)	なし	なし

※新規の事業対象者の初回の委託は不可
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は、300 単位

【1自治体1サービス自慢】～相当サービス～

法令、厚生労働省の通知等を読み込み、現行制度を尊重しつつ、工夫した。

- ・ 指定については、一体的に運営することによる質の確保、事業の安定性、事務の簡素化の観点から、それぞれ訪問介護・通所介護の事業者から申請を受け付けることにし、指定の有効期間の満了日は、訪問介護及び通所介護の指定の有効期間の満了日と同日とした。
- ・ 単価について、包括報酬を基本としつつ、訪問型については、サービスAと組み合わせができるよう1回あたりの単位の「4回まで」及び「短時間サービス」を用いることにした。
- ・ 通所型については、介護予防通所介護の利用実態を調査し、要支援2の利用者のうち約7割の方が週2回程度、約3割の方が週1回程度利用されている実態が分かり、基本報酬を回数等により整理し、要支援2・週1回程度の区分を追加した。これにより事業費の面でも相当の効果が期待される。
- ・ 給付制限については、介護保険法に規定がなく、重度化予防という総合事業の趣旨から、適用しないことにした。
- ・ 事業・手続の簡素化の観点から事業対象者の利用限度額を一律に要支援1と同じにした。

その他、事業者等からの質問を質問票で受け付け、Q&Aを本市ホームページで随時更新している。

主な取り組み内容等

(1)訪問型サービスA

1月の介護保険運営協議会で次の案を提示した。

介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、多様なサービスの一つとして、必ずしも専門的なサービスが必要でない方に生活援助を行えるようにする。

これにより、介護人材のすそ野を広げる。

本サービスを「横浜市訪問型生活援助サービス」といい、以下のとおり考えている。

1 サービス内容

掃除、洗濯、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物・薬の受け取り 等

・・・「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知）において示されている生活援助

2 事業者の指定

訪問介護の指定事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者が横浜市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう手続を行う。

指定の有効期間の満了日は、訪問介護の指定の有効期間の満了日と同日とする。

3 サービスの基準

下表の②「訪問介護員等」を「従事者」として、「一定の研修受講者」でも従事可能とする。

その他の基準については、質を確保する観点から、現行と同様とする。

	横浜市訪問介護相当サービス	横浜市訪問型生活援助サービス
人 員	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	①管理者 常勤・専従1以上 ※ 現行の管理者が兼ねる。
	②訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】	②従事者 必要数 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】
	③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※一部非常勤職員も可能。 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】	
設 備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	
運 営	・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供等	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止休止の届出と便宜の提供等（現行の基準と同様）

※ 「一定の研修」について

有資格者の採用が難しい現状に鑑み、採用前に受講者の意思で研修を受けて「資格」を取得する流れに替えて、採用後、各事業所において①職員向けの「研修」として行う、又は②民間の研修事業者が行う講義を受講させる、のいずれかの方法により実施することを想定している。

この場合、横浜市が標準テキストを作成することを検討している。

また、講義に加え、同行訪問の実施を必須としている。

【カリキュラム例】

科 目 (案)	
1	職務の理解、職業倫理、秘密保持、衛生管理等
2	尊厳の保持と自立支援
3	介護保険制度等の理解
4	コミュニケーション技術、接遇マナー
5	認知症その他の疾病、障害等の理解
6	生活支援技術
7	リスクマネジメント、緊急時・事故発生時の対応

なお、上記研修の実施については、各市町村が個別に行うのではなく、広域的な観点から神奈川県が地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用するなどして統一的に行うこと、横浜市ほか県内複数の市町村が提案中である。

4 単価

1 単位あたりの単価は、横浜市の地域区分単価（11.12 円）と同じとする。

(1) 基本報酬

横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬の 90%とする（平成 29 年度まで）。

基本は 1 月あたりの包括単位を用いるが、横浜市訪問介護相当サービスと組み合わせる場合は、1 回あたりの単位（1 月の中で全部で 4 回まで）を用いる。

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位 【利用者負担の 目安（1割負 担の場合）】	参 考 横浜市訪問介護 相当サービス 【同左】
訪問型サービス I／2	事業対象者、 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問が 必要とされた方に対 する包括的支援	1 月につき 1,051 単位 【1,168 円】	1 月につき 1,168 単位 【1,298 円】
訪問型サービス II／2	事業対象者、 要支援 1・2	週 2 回程度の訪問が 必要とされた方に対 する包括的支援	1 月につき 2,101 単位 【2,336 円】	1 月につき 2,335 単位 【2,597 円】
訪問型サービス III／2	事業対象者、 要支援 2	週 2 回を超える程度 の訪問が必要とされ た方に対する包括的 支援	1 月につき 3,333 単位 【3,706 円】	1 月につき 3,704 単位 【4,118 円】
訪問型サービス IV／2	事業対象者、 要支援 1・2	1 月につき 4 回まで	1 回につき 239 単位 【265 円】	1 回につき 266 単位 【295 円】

「90%」の考え方

人件費割合 7割の中で、本市の訪問介護事業所アンケート調査による「生活援助のみの時間給の職員の時給」と「資格を持たない人材を雇用することを想定した場合の時給」の比率により事業所ごとに算出した額を平均すると、「現行単価の 85%」と算出されました。

【計算式】 $0.7[\text{人件費割合}] \times [\text{資格を持たない人材を雇用することを想定した場合の時給}] / [\text{生活援助のみの時間給の職員の時給}] + 0.3[\text{人件費以外の割合}]$

これに、介護人材のすそ野を広げるための一定水準の賃金の確保、事業所の参入促進、人材育成の負担等を考慮し、5 %を加え「現行単価の 90%」とする。

平成 30 年度以降は、横浜市訪問介護相当サービスの単価等を踏まえ改めて検討する。

(2) 加算・減算

- 初回加算：200 単位加算（現行と同じ単位）
- サービス提供責任者体制減算（介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合）：基本報酬 × 70%（現行と同じ割合）
- 同一建物に居住する利用者に対する減算：基本報酬 × 90%（現行と同じ割合）

5 利用者負担

介護給付の利用者負担割合と同じとする。

6 対象者となるケースとサービス提供の考え方（別紙参照）

「横浜市訪問介護相当サービスが必要と認められないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」を想定している。

※ 状態等を踏まえながら、他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要。

7 スケジュール

平成28年 3月頃 メール配信システムにより事業者へ周知

6月頃 集団指導講習会において事業者へ説明

10月頃 横浜市訪問型生活援助サービス開始

6 取り組みのポイント及び今後の課題・展開方針

1月の介護保険運営協議会で「多様なサービスに向けた今後の取組内容（案）」を提示した。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の全体メッセージの発信

市民全体に向け、総合事業の必要性等についてのメッセージを発信していく。

(1) 市（長）からの発信

総合事業本格実施に向け、広報よこはま（シニア通信）等で発信（総合事業とは何か、一般市民への担い手としてのよびかけ等）

(2) 区・地域レベルでの発信

一般市民、すでに何らかの活動をしている市民、支援者のそれぞれに向けて、総合事業の必要性等を丁寧に説明する中で、課題を共有し、担い手や活動の拡充につなげていく。

2 地域の支え合いの仕組みづくり【住民参加によるサービス多様化の推進策】

早期に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置し、これまでの地域ケアプラザや社会福祉協議会の取り組みを活かしながら、協議体の開催を通して地域の支援者と連携し、活動を様々な形で支援し充実させるとともに、新たな市民（NPO・民間企業等含む）の参画を進めていく。

(1) 「生活支援コーディネーター」の配置〔平成28年4月（予定）〕

地域ケアプラザ（及び特養包括）及び区社会福祉協議会に「生活支援コーディネーター」を各1名配置し、区役所と連携して、日常生活圏域・区域のそれぞれにおいてサービス（支援）の充実を図る。

【主な役割】

① ニーズ、資源の把握等

地域のニーズと資源の把握・分析・整理、不足するサービス（支援）の特定

② ネットワーク構築

支援者間の情報共有・連携協力関係を構築（行政と協力して協議体を開催・運営等）

③ 資源開発

新規団体の立ち上げ支援、既存団体への活動支援、担い手の育成

④ 地域への広報、働きかけ

高齢者に係る課題や自立支援・介護予防の重要性の共有を地域に図っていく

(2) 協議体の設置

区役所と「生活支援コーディネーター」が協力し、日常生活圏域・区域それぞれに協議体を設置する。日常生活圏域の協議体から開始し、各地域のニーズ・資源把握を進め、その状況を踏まえつつ、区域の協議体において各区の課題を明確化し、具体的な取り組み内容を検討していく。

【主な役割】

① 地域ニーズの直接的把握（課題の明確化）

② 地域課題の意識共有（担い手の拡大）

③ サービス（支援）充実のための具体的取り組み内容の企画・立案

④ 事業方針・区目標の共有

【設置方法】

区域の協議体は原則として個別設置、日常生活圏域は地域の実情に応じて設置する。

※ 地域ケア会議や地域福祉保健計画区計画策定・推進検討会、地域ケアプラザ運営協議会など、類似会議の活用も検討。